

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社進興工業社	東京都荒川区東日暮里 5-10-10

2 指名停止措置期間

令和5年4月20日～令和5年5月8日（2週間）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社進興工業社は令和2年11月6日、荒川遊園（仮称）キャンディハウス外5棟建築及び改修工事において、通路及び作業用に設けた高さ2.7メートルの足場上で作業を行っていたところ、足場の一部に手すりを設ける等の墜落防止措置を講じておらず、作業員1名が墜落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社の使用人は、労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第1第8号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内